

みどり市市民活動助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの地域活動の実施ができていない市民団体等が、活動を再開又は継続するための事業に対し、予算の範囲内においてみどり市市民活動助成事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成18年みどり市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体(以下「助成対象団体」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 5人以上の構成員を有し、その過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であるNPO法人、ボランティア団体、行政区等の市民活動団体であること。
- (2) 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において活動を行っていること。
- (3) 団体の運営に関する規約等を備えていること。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする団体でないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、助成対象団体が実施する活動のうち、次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により生じた地域課題の解決に取り組む公益的な事業
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策又は新しい生活様式に対応するための事業
- 2 助成対象事業は、交付の決定の日から令和5年3月31日までに完了する事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に要する経費とする。ただし、次の経費については、助成対象経費としない。

- (1) 助成対象団体の経常的な運営経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成することが適当でないと認められる経費

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額(国、県その他の団体から助成金等を受けている場合にあつては、その助成金等の額を除いた額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。

2 助成金の交付は、一の助成対象団体につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成対象団体は、助成金の交付を受けようとするときは、みどり市市民活動助成事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約又は会則

- (4) 会員名簿(行政区は除く)
- (5) 振込先指定届
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市市民活動助成事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成対象団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成対象団体は、助成対象事業が完了した日から1月以内に、みどり市市民活動助成事業助成金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収証その他の助成対象経費の支出状況を証明する書類の写し
- (3) 助成対象事業の実施状況を示す写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、みどり市市民活動助成事業助成金交付確定通知書(様式第4号)により、助成対象団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、助成対象団体に助成金を交付するものとする。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号(規格 A4) (第6条関係)

年 月 日

みどり市長 様

団体の名称	
代表者氏名	
代表者住所	
連絡先	

みどり市市民活動助成事業助成金交付申請書

みどり市市民活動助成事業助成金の交付を受けたいので、みどり市市民活動助成事業助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

1 事業名	
2 総事業費	円
3 交付申請額	円
4 完了予定年月日	年 月 日
5 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 規約又は会則 (4) 会員名簿(行政区は除く) (5) 振込先指定届 (6) その他()
6 備考	

第 号
年 月 日

様

みどり市長 印

みどり市市民活動助成事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありましたみどり市市民活動助成事業助成金について、みどり市市民活動助成事業助成金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 事業名	
2 総事業費	円
3 助成金の額	円
4 備考	<ul style="list-style-type: none">・助成対象事業の内容の変更により、助成金の額に変更が生じた場合は、速やかにみどり市補助金等に関する規則第 9 条第 1 項に規定する補助金等変更申請書を提出してください。・助成対象事業を中止する場合は、速やかにみどり市補助金等に関する規則第 10 条第 1 項に規定する補助金等中止申請書を提出してください。・事業等が完了後 1 月以内に、必ず実績報告書を提出してください。(ただし、提出期日を別に指定したときは、指定された日までとします。)・助成対象事業等の目的に反するときは、助成金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

みどり市長 様

団体の名称	
代表者氏名	
代表者住所	
連絡先	

みどり市市民活動助成事業助成金実績報告書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けました、みどり市市民活動助成事業助成金について、標記事業が完了しましたので、みどり市市民活動助成事業助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業名	
	事業の目的
	事業の内容
2 総事業費	円
3 助成金額	円
4 完了年月日	年 月 日
5 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 助成対象経費の支出状況を証明する書類(領収証等)の写し (3) 助成対象事業の実施状況を示す写真 (4) その他()
6 備考	

様式第 4 号(規格 A4) (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長 印

みどり市市民活動助成事業助成金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のありましたみどり市市民活動助成事業助成金について、みどり市市民活動助成事業助成金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり助成金の額を決定しましたので通知します。

1 事業名	
2 総事業費	円
3 助成金確定額	円
4 備考	